

ID: 5190

担当部署: まちづくり部 住宅課

処分の概要	組合解散の認可		
法令名 根拠条項	マンションの再生等の円滑化に関する法律 第38条第4項		
法令番号	平成14年法律第78号		
【基準】 法第38条第4項の規定による。 (解散) 第38条 組合は、次に掲げる理由により解散する。 (1) 設立についての認可の取消し (2) 総会の議決 (3) 事業の完成又はその完成の不能 2 前項第2号の議決は、権利変換期日前に限り行うことができるものとする。 3 組合は、第1項第2号又は第3号に掲げる理由により解散しようとする場合において、借入金があるときは、解散について債権者の同意を得なければならない。 4 組合は、第1項第2号又は第3号に掲げる理由により解散しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受けなければならない。 5 前項の規定による認可の申請は、施行マンションの所在地が町村の区域内にあるときは、当該町村の長を経由して行わなければならない。 6 都道府県知事等は、組合の設立についての認可を取り消したとき、又は第4項の規定による認可をしたときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。 7 組合は、前項の公告があるまでは、解散をもって組合員以外の第三者に対抗することができない。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日